

令和7年度建設工事等に係る
指名停止措置状況一覧

(破産宣告・金融機関取引停止等による資格停止を除く)

No.	業 者 名	所 在 地	期 間	理 由
1	新明和工業(株)流体事業 部営業本部関西支店	大阪府大阪市 淀川区宮原3丁 目3番31号 上 村ニッセイビル	令和7年4月5日から 令和7年6月4日まで (2か月間)	機械式駐車装置設置工事において、独 占禁止法に違反したとして、令和7年3 月24日に公正取引委員会から排除措 置命令及び課徴金納付命令を受けたた め。 (指名停止基準 第5条第3項及び別表 第2の2(3)適用)